

板橋区軟式野球連盟規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、板橋区軟式野球連盟と称し、公益財団法人東京都軟式野球連盟（以下「東軟連」という）板橋支部とする。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を東京都板橋区坂下2-19-1 板橋区城北公園野球場管理事務所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球を区民全般に普及し、その健全な発展を助成振興し、区民の体力向上と野球を通じて明朗なるスポーツマンシップと会員相互の親睦を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業の運営、執行に関しては本連盟規程、細則、取り決め事項並びに公認野球規則、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という）規程、東軟連規程及び取り決め事項に従う。

2 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全軟連の区内予戦大会
- (2) 東軟連の区内予戦大会
- (3) 本連盟の主催及び後援大会
- (4) 少年野球の普及と発展に関する指導研究
- (5) 軟式野球の技術向上に関する指導研究
- (6) 審判技術の普及と向上に関する指導研究
- (7) 軟式野球施設整備及び機関紙その他必要な刊行物の発行
- (8) その他目的を達成するため必要な事項

第3章 会 員

(会員の定義)

第5条 本連盟の会員は、役員、審判員並びに一般チーム、壮年チーム、還暦チーム、少年チーム及び学童チーム（以下「会員チーム」という）とする。

(会員チームの編成)

第6条 一般チームは次のいずれかの条件を備えなくてはならない。

- (1) 職域チームは、東京都の官公庁、会社、商店及び工場等同一職場に勤務する者のみで編成されたチーム
- (2) クラブチームは、東京都内に居住、又は勤務する者のみで編成するチーム
- 2 壮年チームは、東京都内に居住、又は勤務する40歳以上の者で編成するチーム。
- 3 還暦チームは、東京都内に居住、又は勤務する60歳以上の者で編成するチーム。
- 4 少年チームは、東京都内に居住、又は在学する中学生で編成するチーム。
- 5 学童チームは、東京都内に居住、又は在学する小学生で編成するチーム。

(会員チームの登録)

第7条 会員チームの登録は次の通りとする。いずれも男女を問わない。

- (1) 一般チーム、壮年チーム及び還暦チームの登録人員は、監督及び主将を含め9名以上100名以内とし詳細は本連盟規程細則に定める
- (2) 少年チーム及び学童チームについては、本連盟規程細則に定める

第4章 加盟及び脱退

(登録申込)

第8条 会員チーム及びその構成員は、本連盟の定める登録申込書を提出する。

- 2 会員チーム及びその構成員は、ひとつのチームの所属とし、全軟連及び東軟連傘下の他のチームに加入することは出来ない。ただし、国体、日本スポーツマスターズ大会に参加する構成員は別に定める規程による。

(会員資格取得)

第9条 会員は登録手続きの完了後、本連盟規程細則に定める会費の納入をもって会員資格を取得する。

(クラス所属と大会)

第10条 前条により登録した一般チームの各クラス所属は、本連盟規程細則に定める。

- 2 全軟連及び東軟連が主催の全国大会、東京都大会の区内予選は、本連盟に登録したチームにより行うものとする。
- 3 会員チームは、その登録事項に異動を生じた際は、その旨を速やかに本連盟に届けなければならない。

(加盟、脱退)

第11条 会員の加盟、脱退についてはその事由により本連盟の指示に従うものとする。

2 本連盟に加盟する場合は、会員の推薦を必要とする。

3 会員が次の各号に該当したときは、本連盟から脱退させることができる。

(1) 全軟連及び東軟連諸規程に違反したとき

(2) 第6条に定める条件を欠いたとき

(3) 自ら脱退の意思を表明したとき

(4) 除名の処置を受けたとき

4 脱退について、納入された会費は返還しない。

第5章 役員

(役員)

第12条 本連盟に下記の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 若干名

(5) 会計 4名

(6) 常任理事 15名以内

(7) 理事

① 運営理事 25名以内

② 審判理事 5名以内

③ チーム理事 30名以内

④ 技術指導員 若干名

(8) 監査 2名

(顧問の設置)

第13条 本連盟に、顧問及び相談役を置くことができる。会長が推薦し理事会の承認を得るものとする。

(正副会長、監査の承認)

第14条 会長、副会長及び監査は理事会で推薦を受け、総会で承認を受ける。

(役職理事の選出)

第15条 理事長、副理事長、常任理事及び運営理事は会長及び副会長を含めた理事会の互選によって選出され、総会の承認を得るものとする。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 職務

(役員)の職務)

第17条 役員)の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟の代表として本連盟を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する
- (3) 理事長は、本連盟運営機構の代表として業務を執行する
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する
- (5) 常任理事は、理事長の指示に従い、本連盟の運営に寄与する
- (6) 理事は、理事長の指示に従って業務を執行し、本連盟の運営執行に寄与する
- (7) 会計は、経理事務を担当する
- (8) 監査は、本連盟業務を監査し、会長、理事長の諮問に応じる
- (9) 顧問、相談役は会長の諮問に応じ、本連盟の発展に寄与する

第7章 会議

(会議)

第18条 会議は、総会、理事会、常任理事会及び運営理事会とする。

(総会)

第19条 総会は、毎年一回、定時に開催される。ただし、会長が必要と認めたとき、会員の3分の2以上の要請があるときは臨時に開催され、会長が招集し議長となる。

(総会の開催)

第20条 総会は、会員チーム代表者と役員によって構成され、議事を審議する。ただし、構成員の過半数の出席がなければ開催されない。なお同一議事について再度招集した時は、この限りでない。

(総会の議事)

第21条 総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会)

第22条 理事会は、正副会長、正副理事長、会計、常任理事、理事及び監査で構成され会長が招集し議長となる。

(常任理事会)

第23条 常任理事会は、正副会長、正副理事長、会計及び常任理事で構成され理事長が招集し議長となる。

(運営理事会)

第24条 運営理事会は、正副理事長、会計、常任理事及び運営理事で構成され理事長が招集し議長となる。

2 本連盟の運営を遂行するにあたり、広く意見交換及び対応策等を検討するために、運営理事会を定期的に開催し、業務執行に寄与する。

第8章 会 計

(会 費)

第25条 会員は、次に定める会費及び入会金を納入する。

- (1) 年会費
- (2) 入会金
- (3) 大会参加費
- (4) その他

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(経 費)

第27条 本連盟の経費は、次の収入で運営する。

- (1) 収入
 - ① 会費
 - ② 事業収入
 - ③ 寄付金
 - ④ その他
- (2) 会計処理については、別途定めるところによる。

第9章 部 会

(部 会)

第28条 本連盟は事業の遂行を円滑に推進するため、部会を設ける。

2 各部の人員構成及び業務内容は次の通りとする。なお、各部長は常任理事があたる。

- (1) 総務部…部長1名、副部長若干名
 - ① 年間事業の内容を十分把握し、会議、各大会監督会議等の日程、場所等を計画立案し常任理事会に諮問する
 - ② 上部大会に出場するチームの、競技力の向上を図るよう対策と実施方法について、工夫、検討を行い運営理事会に諮問する
 - ③ 年間登録、各監督会議等の確認と準備業務
- (2) 審判部…部長1名、副部長若干名
 - ① 本連盟主催、後援大会及びその他関連大会を執行する
 - ② 審判員の確保と審判技術の向上に努め、人格的に資質の向上を常に図る
- (3) 規律部…部長1名、副部長若干名
 - ① 本連盟規程、細則について遵守させ、正しい競技姿勢（態度）を指導する
 - ② 本連盟規程、細則の見直しと、処分についての適正化に努め、その内容を運営理事会に諮問する
- (4) 少年普及部…部長1名、副部長若干名
 - ① 少年野球大会（学童を含む）の全大会と、関連する業務を執行する
 - ② 少年野球の正しい指導と普及、技術向上に工夫と研鑽を重ね、常にレベルアップを図る
 - ③ 軟式野球の普及発展に、常に工夫と研鑽を行い、また、企画立案を作成し運営理事会に諮問する
- (5) 広報部…部長1名、副部長若干名
 - ① 広報誌の発行及び全区民又は関連団体に広報活動を行う

第10章 規 律

(規 律)

第29条 会員は、次の規律を守らねばならない。

- (1) アマチュア・スポーツとしてスポーツマンシップやフェアプレー精神に基づく、マナー、エチケット、ルールなど遵守すること
- (2) 会員チームは、本連盟の主催、後援、公認する大会出場を最優先とする
- (3) 会員チーム及びその構成員は、本規程に違反してはならない

(処 分)

第30条 会員が、前条第1号から第3号に抵触したときは、常任理事会において審議し、出場停止、除名、その他の処分を決定する。

第11章 補 則

(本規程の改廃)

第31条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会において報告されなければならない。

付 則

- 1 この改正規程は平成30年1月22日理事会で承認、翌23日より施行する。